

平成30年1月25日
生活文化部

世田谷区第3期文化・芸術振興計画（案）について

（付議の要旨）

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例に基づき、平成30（2018）年度から33（2021）年度までの取組みを実施する「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」の策定を進めているが、その案を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

文化・芸術振興施策を進めるため、平成30（2018）年度から平成33（2021）年度までの取組みを定める「世田谷区第3期文化・芸術振興計画」の検討を進めてきた。

策定にあたっては、新実施計画（後期）との整合性を図りながら、学識経験者や文化・芸術の各界の代表及び区民公募委員等による世田谷区第3期文化・芸術振興計画検討委員会を設置し、検討を行ってきた。この度、世田谷区第3期文化・芸術振興計画（案）を取りまとめたので報告する。

2 計画期間

平成30（2018）年度から33（2021）年度の4カ年の計画

3 世田谷区第3期文化・芸術振興計画の基本的な考え方

- （1）世田谷の財産である文化・芸術を区民の誰もが知り、身近に感じ、誇りに思えるような取組みを行い、この取組みを通して世田谷の魅力である、文化・芸術を区の内外へ発信する。
- （2）更なる魅力向上のため、若手をはじめとした新進の文化・芸術家の多様な芸術活動の推進や人材育成の支援を行うとともに、子どもの頃から文化・芸術にふれることにより、想像力と創造性を育み、将来の可能性を広げるとともに多様な価値観を受け入れる心を養う取組みを行う。
- （3）区内の個人や団体による文化・芸術に関する自主的な活動の支援や、障害者や外国人、子育て世代など、様々な区民が文化・芸術を通じた交流やコミュニティへの参加が可能となるような取組みを行う。
- （4）歴史的建造物などの歴史的資産や風景等、文化的環境を活かしたまちづくりを進めることが、生活の中に文化を感じ、世田谷ならではの魅力の発信につなげていく

とともに、人々の暮らしの中で育まれてきた幅広い文化を今後も活用し、保存・継承していく取組みを推進する。

4 素案からの変更点

別紙1 素案からの変更点のとおり

5 区民意見募集の実施結果について

- (1) 実施期間 平成29年9月15日(金)から平成29年10月5日(木)まで
- (2) 周知方法
 - ①区のおしらせ「せたがや」による周知(平成29年9月15日号)
 - ②区のホームページ
 - ③閲覧場所(文化・芸術振興課、区政情報センター、出張所、まちづくりセンター、図書館等)で資料配架
- (3) 有効回答数 3件
 - ①文化・芸術活動の把握について
 - ②区にゆかりのある芸術家の把握について
 - ③過去の文化を知るための展示物の作成について
- (4) 結果公表 区のおしらせ「せたがや」(平成30年2月15日号)、区のホームページで公表する。

6 今後のスケジュール(予定)

平成30年	2月	区民生活常任委員会報告(計画案)
	3月	世田谷区第3期文化・芸術振興計画の策定